

**医師確保に関する会議体における協議について**  
(令和5年度の開催結果)

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分	臨床研修・専門研修等に関する協議会	
協議事項	<p>新専門医制度（H30.4～開始）について、医師の地域偏在等を助長しないよう、専門研修プログラムの認定に当たり、次の事項について協議</p> <p>① プログラムの内容把握及び確認・検討等</p> <p>② 必要な修正意見の日本専門医機構への提出等</p>	
構 成	7名 $\left( \begin{array}{cc} \text{大 学} & 2 \text{名} \\ \text{病院団体} & 2 \text{名} \end{array} \right. \left. \begin{array}{cc} \text{医師会} & 2 \text{名} \\ \text{県} & 1 \text{名} \end{array} \right)$	
今年度開催実績	開 催 日	第1回：令和5年9月1日（金）
	主 な 協議事項	第1回：令和6（2024）年度専門研修プログラムについて
	結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から都道府県への協議事項（令和6（2024）年度シーリング案、令和7（2025）年度以降に向けて検討中の子育て支援加算）について、特段の意見なし</li> <li>・各診療領域のプログラムに共通する事項（複数の基幹施設設置、診療科別の定員配置）について、特段の意見なし</li> <li>・個別のプログラム内容について、修正等を要する意見はなかったが、意見書を厚生労働省に提出することについて了承</li> </ul> <p align="center">【別紙1参照】</p>

## 【参考】

### 医療法の一部改正（H30. 7. 25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について  
（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」

⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項
- (5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項
  - ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述
  - イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。

個別のプログラムに関する意見

都道府県名： 兵庫県  
 基幹施設名： \_\_\_\_\_  
 診療科領域名： \_\_\_\_\_  
 プログラム名： \_\_\_\_\_

1. プログラムの連携施設及びローテーションの設定に関する意見

—

2. プログラムの採用人数に関する意見

—

3. プログラムの廃止に関する意見（該当する場合のみ）

—

4. 地域枠医師等への配慮に関する意見

—

5. その他の意見

- 1 専門研修プログラムの中には、連携施設に本県所在の医療機関が僅少なものがある。県内の医師確保の充実を図る観点から、①連携施設に、少なくとも複数の県内の医療機関を含めること（可能であれば、医師確保対策重点推進圏域\*所在の医療機関が望ましい）、②実際の専攻医のローテートにおいても、これらの医療機関での研修期間を十分に確保することについて、次年度以降のプログラム設定において措置を講じるよう、各基幹施設に対し要請していただきたいこと、③基幹施設の所在する都道府県内での研修期間について、下限を定めていただきたいこと（「研修年限の半分以上」など）。

※ 本県においては、医師偏在指標上の医師少数区域はないが、「兵庫県医師確保計画」（令和元年度策定）において、「県内において相対的に医師が不足しているため、医師確保等の取組を重点的に推進する圏域」として5圏域（北播磨、播磨姫路、但馬、丹波及び淡路）を「医師確保対策重点推進圏域」と位置付けている。

- 2 地域医療への影響を都道府県が適切に評価するため、日本専門医機構は、専攻医が各プログラムの中でどの研修施設で研修を行っているのかに加えて、専門研修修了後、どの医療機関で勤務を行っているかを把握し、データベースを構築し、都道府県等にも情報を共有するとともに、実態の検証を行い、有効な対策を検討すること。

- 3 提供されたプログラム内容の情報は空白が多く、当該プログラムが偏在対策に配慮されたものとなっているかの判断に支障を来すため、適切に情報を入力するよう、各基幹施設に要請すること。

※ 本別紙2の内容の日本専門医機構及び関係基本領域学会への提供希望

希望する ・  希望しない